

**利府町地域おこし協力隊（海業創出）支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

全国的な課題となっている人口減少や少子高齢化に対応するとともに、地域活性化や産業振興等を図るため、担い手となる人材を確保し、地域における活動を通じて定住・定着を図り、地域力の維持・強化を促進するため、「利府町地域おこし協力隊（海業創出）支援事業」を実施することとしている。

町の事業全般において、行政主導による事業が多くなっている実情等を踏まえ、本事業については、官民連携と地域協働を推進するため、委託型で実施することとし、隊員の支援業務の提案及び事業実施計画書の内容の相対的な評価により、最適な事業者の選定を行うものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

利府町地域おこし協力隊（海業創出）支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「利府町地域おこし協力隊（海業創出）支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 隊員数

本業務で雇用する隊員数は、以下のとおりとする。

- ① 令和5年度 3名
- ② 令和6年度以降 3名

(4) 活動内容

国の「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年3月31日制定）及び「利府町地域おこし協力隊設置要綱」（令和4年7月7日町長決裁）に基づき、町の地域課題解決及び地域活性化に係る以下の活動とする。

- ① 観光漁業に関する技術や知識の習得（体験漁（刺し網、追い込み漁、シラス網掬い）や島めぐり案内などを体験）
- ② 松島湾を基軸とした広域連携による「周遊観光プログラム」の企画運営
- ③ 観光イベントや町事業との連携による宣伝や集客の取り組み
- ④ SNSを活用した情報発信
- ⑤ その他、観光振興に資する技術習得や海産物づくりに向けた取り組み

(5) 委託期間

令和5年9月1日から令和8年3月31日まで

- ① 期間内に全ての隊員の任期が終了し、また、新規の雇用がない場合は当該契約を解除する。
- ② 地域おこし協力隊制度について、総務省から変更通達があった場合は、それに準じて変更契約を行うものとする。

(6) 委託費（見積もり提案上限額）

提案額の上限は、3か年合計額 41,700,000円とし、年度の上限額は以下のとおりとする。

令和5年度 9,900,000円（消費税及び地方消費税含む。）

令和6年度 15,900,000円（消費税及び地方消費税含む。）

令和7年度 15,900,000円（消費税及び地方消費税含む。）

とし、また、内訳において、次のとおりそれぞれ上限を設ける。

① 地域おこし協力隊員の報償及び活動経費

隊員1名当たり 月額 400,000円

② 地域おこし協力隊の募集に係る経費

年額 1,000,000円

③ 地域おこし協力隊の推進のための施策費

総務省が実施しているおためし地域おこし協力隊制度を活用する場合の経費
年額 500,000円

3 資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす法人とする。

- (1) 地域おこしの支援、地域振興に関して熱意のある団体で、地域おこし協力隊活動の支援ができる組織体制等が整っていると認められる事業所であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと
- (3) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、国・県からの受注業務に関し、指名停止を受けている期間でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始申し立てが行われたものでないこと
- (5) 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）を直近2年分滞納していないこと
- (6) 利府町暴力団排除条例（平成24年利府町条例第16号）第2条第2号に規定

- する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
(7) 宗教法人又は政治活動を主たる目的としている法人等

4 募集する運営機関数

本業務委託のために募集する事業者は1社とする。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出期限

公募開始から令和5年7月18日(火)午後5時まで

(2) 質問方法

質問書(様式第1号)に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで送付すること。
訪問及び電話等による質問は受け付けない。

なお、質問書の提出先は、次の電子メールアドレスとする。

【提出先】 kankou@rifu-cho.com

担当：経済産業部商工観光課

電話：022-767-2120

※電子メール送信後にその旨を電話願います。

(3) 質問に対する回答

令和5年7月24日(月)

回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、町ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加または修正とみなす。

(4) 注意事項

質問の内容は、実施要領に関することに限る。審査に関すること及び他の提案者の状況、その他本業務の実施とは関係ない質問には回答しない。

6 企画提案書等の提出

参加資格確認を認められた事業者は、次により企画提案書等を提出すること

(1) 提出書類

① 事業者に関する書類

ア 法人登記簿謄本(発行から3か月以内のもの)

イ 法人等の概要(様式第2号)

ウ 法人等の役員等の一覧表(様式第3号)

エ 法人等の代表者履歴書(様式第4号)

オ 定款、約款、寄付行為及び規約等

カ 提案書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支計画書

キ 事業決算書（直近3年分）

ク 国税の納税証明書及び地方税（法人住民税・法人事業税）の納税証明書（各直近2年分）

② 欠格事項に該当しない旨の申立書（様式第5号）

③ 企画提案書提出届（様式第6号）

④ 企画提案書（任意様式）

企画提案は1案のみとし（複数の提案は不可）、次の事項を記載すること

ア 本業務委託の実施に関する基本方針や内容等

イ 業務実施体制

ウ 実施スケジュール

エ 担当者実績調書

⑤ 提案見積書

提案見積書には、消費税込の総額を記載するほか、経費ごとの積算根拠等を明らかにした内訳書を添付すること

(2) 作成要領

提出書類の文字サイズは12ポイント以上とする。

また、専門知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

(3) 提出期限

令和5年7月31日（月）午後5時まで必着

(4) 提出先及び提出方法

経済産業部商工観光課に持参又は郵送（持参の場合は土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(5) 提出部数

正本1部、副本12部（コピー） 提出書類は①から⑤の順序でそれぞれ見出しをつけて製本し、簡易なA4ファイルで提出すること。

7 委託候補者の選定方法等

(1) 選定方法

企画提案の審査は、利府町地域おこし協力隊（海業創出）支援業務委託公募型プロポーザル審査要領に基づき、選定委員会が行い、最も評点の高い事業者を最優秀者に選定する。ただし、最高得点が複数ある場合は、審査委員の多数決により決定する。

なお、企画提案の実施に要する費用の総額が委託上限額を上回った場合には、審査の対象とはならない。

(2) 選定委員会の開催

原則、事業者による企画提案書に基づくプレゼンテーションにより審査する。日時及び場所については、事業者に対して別途通知する。

【注意事項】

プレゼンテーションは、企画提案書に基づいて説明することとし、1社につき20分以内、その後、質疑応答10分程度の時間を設ける。追加資料（スライド含む）の使用及び配布は認めない。プロジェクターを使用する場合、当該機器、スクリーン及びHDMIケーブルは町で準備するが、パソコン等の機器は持参すること。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーションの参加者全員に結果通知を郵送する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(4) 失格要件

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 参加者資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 選考の公平性を害する行為があった場合
- ④ その他手続き等に重大な誤りがある場合

8 契約手続

選定委員会が選定した最優秀者を契約予定者とする。ただし、特別な理由により契約予定者と契約締結することが困難な場合は、次点以降、審査結果の順に契約交渉を行うものとする。なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとする。

9 日程（予定）

項目	日程
公募開始	令和5年 7月 6日（木）正午
質問書の提出期限	令和5年 7月 18日（火）午後5時まで
質問書への回答	令和5年 7月 24日（月）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和5年 7月 31日（月）午後5時まで
企画提案書審査	令和5年 8月 3日（木）午後
選考結果通知	令和5年 8月 8日（火）
契約締結	令和5年 8月 28日（月）

10 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類の著作権等は企画提案者に帰属する。ただし、本業務に係る範囲で町が必要と判断する場合は、企画提案者と協議の上、町が無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の内容修正又は変更を認めないものとする。

11 問い合わせ及び送付先

利府町役場経済産業部商工観光課

〒981-0112

利府町利府字新並松4番地

電話：022-767-2120

FAX：022-767-2107

E-mail：kankou@rifu-cho.com

様式第1号

質問書

(利府町地域おこし協力隊（海業創出）支援業務委託)

質 問	

法 人 名		
所 在 地		
担当者	所属	
	氏名	
連絡先	電話	
	E-mail	

法人等の概要

(令和5年7月1日現在)

ふりがな 法人等名				
所在地	〒	電話番号		
ふりがな 代表者			FAX番号	
宮城県内の 主たる事業所名	(*団体名と同じ場合は、記入不要です。)		電話番号	(*団体と同じ場合は、記入不要です。)
宮城県内の主たる 事業所所在地	〒	(*団体の所在地と同じ場合は、記入不要です。)		FAX番号
設立年月日	年 月 日			
業務の内容				
免許・登録				
資本金 ※会社法人のみ				
従業員数	総数 人			
これまでの 業務実績				
応募に関する担当者				
ふりがな 氏名			部署・職名	
電話番号		FAX番号		E-mail

※記入欄が不足する場合は、必要に応じ本様式に準じて追加してください。

様式第4号

法人等の代表者履歴書

法人等名	
------	--

ふりがな 氏名	印	生年月日	年 月 日	年齢	満 歳
		本籍地		性別	男・女
現住所	〒				

年 月 ~ 年 月	学歴・職歴
年 月 ~ 年 月	社会活動歴
年 月 ~ 年 月	賞 罰

様式第5号

欠格事項に該当しない旨の申立書

令和 年 月 日

利府町長 宛

所在地

団体名

代表者氏名

印

当社は、次の指定管理者応募資格の欠格事項のいずれにも該当がありません。
万が一、この申立内容に相違していたときには、応募資格がないものとみなされても不服は申し立てません。

《欠格事項》

- ① 利府町から指名停止を受けている法人等
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、
又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
- ③ 法人税、法人にかかる県及び市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- ④ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている法人等
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- ⑥ 利府町議会議員が地方自治法第(昭和22年法律第67号)92条の2に規定する役員である法人等
- ⑦ 暴力団の利益となる活動を行っている法人等
- ⑧ 暴力団又はその構成員の統制の下にある法人等
- ⑨ その他、応募することが適当でないと町長が判断した法人等

様式第6号

年 月 日

利府町長 宛

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

企画提案書提出届

利府町地域おこし協力隊（海業創出）支援業務委託に係る公募型プロポーザルについて、関係書類を添えて企画提案書を提出します。

【関係書類】

1 事業者に関する書類

- (1) 法人登記簿謄本（発行から3か月以内のもの）
- (2) 法人等の概要
- (3) 法人等の役員等の一覧表
- (4) 法人等の代表者履歴書
- (5) 定款、約款、寄付行為及び規約等
- (6) 提案書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支計画書
- (7) 事業決算書（直近3年分）
- (8) 国税の納税証明書及び地方税（法人住民税・法人事業税）の納税証明書
（各直近2年分）

2 欠格事項に該当しない旨の申立書

3 企画提案書提出届

4 企画提案書

5 提案見積書